

瑞穂町町長交際費支出基準

〔平成19年4月1日〕
訓令第 14 号

(目的)

第1条 この基準は、町行政の円滑な運営に資するため、町と関係機関等との協議、懇談及び儀礼に対する交際費の支出基準を定めることにより、適正な事務執行を図ることを目的とする。

(交際費支出の範囲等)

第2条 交際費は、町行政と直接かつ密接に関係のある場合であつて、社会通念上妥当であると判断される範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を原則として支出するものとする。

- (1) 諸行事、催物、総会等に対する祝金 1万円以内
- (2) 賛助金又は協賛金 町長がその都度定める額(1団体年1回に限る。)
- (3) 負担金又は分担金 会費相当額
- (4) 病気見舞金 1万円
- (5) 記念品代又は賞品代(カップ、楯等の購入費をいう。) 5千円相当額(町が大会等の主催者等になるときは、町長がその都度定める額)
- (6) せん別 町長がその都度定める額
- (7) 弔慰金(弔慰金及び供花料を含む。以下同じ。) 瑞穂町弔慰基準(平成22年訓令第20号)に定める額
- (8) 前号に該当しない次に掲げる場合の弔慰金 町長がその都度定める額
 - ア 町と友好関係にある地方公共団体の現職の特別職等のとき。
 - イ 現職の国会議員又は都議会議員のとき。
 - ウ ア及びイの者と同等の弔慰を表す必要があると町長が認めるとき。
- (9) 前各号に定めのない交際費 町長がその都度定める額

附 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 9 日訓令第 21 号）

この訓令は、平成 22 年 11 月 10 日から施行する。